

平成23年度 第2回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成24年1月16日（月）10:00～12:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 珊瑚

3. 議 事

- (1) 日立コンサルティング株式会社による回収状況分析及び検証等結果報告
- (2) 自由討議
- (3) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員) 50音順

岩田委員（委員長）、木下委員、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

月岡理事、石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、藤森奨学事業部次長

(□分析業務受託業者)

株式会社日立コンサルティング

5. 議事概要

(第1回返還促進策等検証委員会における委員からの課題に対し機構から回答。また、日立コンサルティングより中間報告について説明)

- ◎：時効が中断している債権と時効が中断されていない債権を機構で分類し管理すべきである。また、法的処理実施計画によれば、平成23年度は時効中断分として、約6,100件に対し法的処理を実施するとあるが、これは時効の対象者を全て含めた件数か。
- ：その通りである。時効中断の対象者はすでに分類し管理しているので次回状況報告したい。
- ◎：延滞10年以上の債権数は43,080件となっており、そのうち「入金あり」債権数が20,261件とのことなので、残りの未入金者は時効にかかるかと推定される。時効の対象者は6,100件以上になるのではないか。
- ：「入金あり」債権数は平成23年4月から11月の間に入金があった債権数であって、平成23年4月以前に入金し時効が中断している債権は、「入金あり」とは計上していない。
- ◎：法的処理を行う時期について、機構内でルールを決めて実施しているのか。

- ：時効中断分については年度当初から対象がわかっているので、平成23年度は6月頃までに支部に対象者を通知した。初期及び中長期延滞分については、回収委託が終了した債権に対し支払督促申立予告を行い、各支部で順次申立を行っている。
- ◎：延滞10年以上の債権でも約半分が入金しているが、どの様な延滞者だと考えられるのか。
- ：詳細な分析はできていないが、本人や両親が少額返還しているケースが多いと考えられる。
- ◎：総回収率という指標については、過去の延滞分が全て分母に含まれた指標となっているので民間金融機関の見地から違和感がある。今回、日立コンサルティングから提案のあった、債権区分ごとに目標値を設定する方向で検証を進めるべきと考える。
- ◎：これまで償却を拡充するよう勧めてきたが、機構は利益を得ていないため、償却や回収促進策を進めると財政上の問題が生じると考えられる。機構に金利は入ってこないが、財投に対しては金利を支払うので損益が悪化し、機構の財務基盤は弱体化してしまうのではないかと。また、国との議論になると思うが、機構の償却費用や事務費を賄うために、民間の様に利益分の金利を上乗せするという考え方が必要なのではないか。
- ：機構の場合は、金利を上乗せすると直接奨学生が金利を負担することになるので教育施策の観点からよく考慮しなければならない。また、財投金利の経費は国から利子補給金として支給されている。
- ◎：利子補給金については承知しているが、国の税金が投入されているのが実態である。教育施策の重要性も理解できるが、一方で延滞者が発生する以上、受益者に一定の負担を求めるといった考え方もあると思う。
- ：奨学生や学校等に対して、奨学金は教育施策であり国の資金で運営されているということを理解してもらえよう、より一層周知しようと思っている。
- ◎：個信登録前に警告等を実施していると思うが、人的保証と機関保証で個人信用情報機関の利用効果について差異があるのか。例えば人的保証は連帯保証人にも個信登録について連絡しているのか。
- ：人的保証の場合でも連帯保証人や保証人には個信登録に関する連絡はしていない。但し、振替不能通知には個信登録についての情報を記している。
- ◎：個信に限ったことではないが、機関保証の親権者には、教育的見地から返還指導等を行っているのか。
- ：債務者でないため、督促行為は行えないが本人が住所不明となった際に住所照会している。
- ◎：機関保証について今後の債権数が増加するのであれば、親権者から本人への注意喚起の効果は大きいと思うので、親権者にも個信登録についての指導及び情報提供を行い、個信登録リスクの認識を深めてもらうことも必要になると思う。
- ◎：人的保証より機関保証の回収率が低いが、機関保証は人的保証より連絡先が少ないことが関係しているのではないかと。連絡が取れないものが延滞しているのか、連絡が取れていても延滞し

ているのかといった連絡の可否による要素を踏まえた分析が必要である。

- ：連絡の可否を踏まえた分析を行い次回報告する。
- ◎：返還期限猶予も重要なツールの一つだと思う。猶予の詳細について教えていただきたい。例えば、延滞後の猶予の可否、猶予した返還者と通常の返還者との返還状況の比較等である。
- ：延滞後でも条件に合致し証明書が整えば猶予の承認は可能である。返還状況については、無延滞者、猶予した者、延滞者の順で回収率が悪くなる。また、新規満期者と在学猶予した者では在学猶予した者の方が初回振替不能率が高い。今年度は在学猶予が切れる者に対する、返還開始時期の周知に力を入れた。その結果、昨年度より返還状況は改善している。
- ◎：日立コンサルティングの説明について、個別の要因について分析しているようだが、複合要因を考慮して分析してもらいたい。
- ：返還者の傾向別に分析を行っているので、次回報告したい。

(以上)